

大口町告示第115号

大口町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町産後ケア事業実施要綱（令和2年大口町告示第33号）の一部を次のように改正する。

第15条中「大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大口町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大口町条例38号）」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町産後ケア事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(個人情報の取扱い) 第15条 本事業に関して取り扱う個人情報については、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> 及び <u>大口町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大口町条例第 号）</u> を遵守するものとする。	(個人情報の取扱い) 第15条 本事業に関して取り扱う個人情報については、 <u>大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）</u> を遵守するものとする。